
吹田市就学前の子どもの教育・保育に関する 将来ビジョン

平成25年（2013年）3月

吹 田 市

ごあいさつ

本市では、子ども・子育て支援の充実と、より質の高い学校教育・保育の総合的な提供をめざすため、幼保一体化をはじめとする今後の取組の方向性を示した「吹田市 就学前の子どもの教育・保育に関する将来ビジョン」を策定いたしました。

これまで、未来を担う子どもたちのために、「こども 笑顔 輝き プラン（吹田市次世代育成支援行動計画）」の基本理念、また、「わが都市^{まち}すいたの教育ビジョン」の教育理念に沿って、様々な施策を推進してまいりました。とりわけ、就学前の子どもの育ち・学びのための環境整備として、子育て中の保護者への支援や、多様化する需要に対応した保育サービスの拡充、幼稚園・保育園と小学校の連携などを進めているところです。

この間、国において、「子ども・子育て新システム」に関する議論が進められ、平成24年（2012年）8月にはいわゆる「子ども・子育て関連3法」が公布されました。3法では、子育てをめぐる現状を踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実、といった課題が挙げられ、基礎自治体である市町村が実施主体となって、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととされています。

こうした動きを踏まえ、本市の取組の方向性について庁内で議論を重ね、本ビジョンをとりまとめました。今後、実行計画として「（仮称）子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「こども 笑顔 輝き プラン」、「わが都市^{まち}すいたの教育ビジョン」との連携のもと、具体的な取組を進めてまいります。

結びに、本ビジョンの策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

平成25年（2013年）3月

吹田市長 井上 哲也

— 目 次 —

第1章	はじめに～将来ビジョン策定の背景と趣旨	1
1	将来ビジョン策定の背景	1
	(1) 就学前の子どもの教育・保育をめぐる動向	
	(2) 本市の取組	
2	将来ビジョン策定の趣旨	2
第2章	子育てをめぐる現状や課題	3
1	国の子ども・子育て施策に関する現状や今後の方向性	3
2	本市の就学前の子どもの教育・保育の現状	3
	(1) 人口と就学前児童数の状況	
	(2) 地域子育て支援の現状	
	(3) 保育所の現状	
	(4) 幼稚園の現状	
3	本市の就学前の子どもの教育・保育に関する課題	9
	(1) 保育所入所待機児童対策について	
	(2) 幼稚園・保育所における子育て支援の役割について	
	(3) 障がい児保育制度、虐待防止の必要性について	
	(4) 幼稚園の児童数減少について	
	(5) 就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供する視点の必要性について	
第3章	就学前の子どもの教育・保育の今後の方向性について	12
1	就学前の子どもの教育・保育の充実について	12
	(1) すべての就学前の子どもと保護者に対する子育て支援施策	
	(2) 質の高い教育・保育の充実	
	(3) 小学校教育への円滑な接続	
	(4) 待機児童問題への対応	
	(5) 障がい等配慮を要する児童に対する教育・保育の充実	
2	公立施設の幼保一体化に向けて	15
	(1) 公立施設の幼保一体化推進の基本的な考え方	
	(2) 公立施設の幼保一体化に向けた基本的な条件、整備計画	
	(3) 公立の幼保一体化施設における教育・保育の実施方策	
3	就学前の子どもの教育・保育推進の体制・あり方	17
	(1) 将来ビジョンを円滑に推進するための体制づくり	
	(2) 民間との連携・民間の力の活用のさらなる必要性	

第1章 はじめに～将来ビジョン策定の背景と趣旨

1 将来ビジョン策定の背景

(1) 就学前の子どもの教育・保育をめぐる動向

次代を担う子どもたちは一人ひとりが尊ばれ、社会の一員として重んじられることが何よりも大切です。とりわけ幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、家庭、地域、事業者、関係団体、行政が連携して、子どもたちがより健やかに育つことができる環境を整備していく必要があります。

しかし、近年、児童虐待やいじめといった子どもの尊厳と生命を脅かす事件が社会問題となっています。また、核家族化、地域での交流の希薄化等により、家庭や地域での子育て力は低下し、子ども同士が交流を通じ、学び成長する機会も減少しています。更に、価値観の多様化に伴い、女性の就労、子育てに対する考え方も変化しています。

このような中、国においては、子ども・子育て支援として、平成21年（2009年）12月の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」閣議決定に基づき、幼保一体化を含めた保育分野の制度、規制改革の推進を図るため、「子ども・子育て新システム」に関する議論を進め、平成24年（2012年）8月に子ども・子育て関連3法を公布しました。これにより、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を示す姿勢が明らかになり、その柱として認定こども園制度の改善や認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設、地域子育て支援拠点など地域の子ども・子育て支援の充実に関する方向性が示されました。

(2) 本市の取組

本市では、平成17年（2005年）3月に、これまでの保育関係施策、諸事業について、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえた観点での総点検を行い、各取組推進のため、「こども笑顔輝きプラン（吹田市次世代育成支援行動計画前期計画）」を策定しました。また、平成22年（2010年）3月には、国や社会の動向、本市の施策、事業の実績状況を踏まえ、同「後期計画」を策定し、「子育て・子育て」環境のさらなる充実をめざして取り組んでいます。

更に、教育委員会では、平成22年（2010年）3月に、総合的人間力の形成、社会全体の教育力の向上、豊かな教育環境の創造を基本目標とする「わが都市（まち）すいたの教育ビジョン」を作成し、幼児教育と小学校教育の接続を重視することとしています。

一方、本市の財政は厳しい状況にあり、「収入に合わせて支出を組む」という財政規律を基本とした抜本的な行政改革「行政の維新プロジェクト」に平成23年（2011年）から取り組んでいるところです。その内容をまとめた改革の工程では、一連の改革により、経営資源の最適化を図り、「将来への希望を託す子どものための施策などに重点的に取り組む」として

います。

こうした改革の流れの中、公立保育所については、施設の老朽化、人件費の増大等の課題に対し、民間の力を活用して効果的、効率的な行政運営をめざすことが必要と考え、同年11月には市として公立保育所のアウトソーシングの推進に取り組むことを決定しました。

また、吹田市公立保育所のあり方懇談会（以下「あり方懇談会」という。）を設置し、本市の公立保育所の諸課題への対応と今後のあり方に関して意見をいただきました。更に、公立幼稚園については、児童数が定員を大きく割り込み、今後増加が見込めないという状況にあることから、教育委員会内に公立幼稚園あり方検討会議（以下「あり方検討会議」という。）を設置し、意見をまとめました。

その上で、庁内に「就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議」を設置し、あり方懇談会やあり方検討会議での意見を反映した就学前児童の教育・保育に関する「吹田市就学前の子どもの教育・保育に関する将来ビジョン」（以下「将来ビジョン」という。）を策定しました。

2 将来ビジョン策定の趣旨

将来ビジョンは、国が示した子ども・子育て関連3法による新たな取組の方向性等を踏まえ、本市の就学前の子どもたちへより質の高い学校教育・保育の総合的な提供及び地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、就学前の子どもの教育・保育に関する今後のあり方、取組事項と方策、推進体制等を示すことを目的として、策定したものです。

策定にあたっては、アンケート調査やパブリックコメント等、市民の方々からいただいた意見を参考とさせていただきました。

今後、将来ビジョンに基づき、持続可能で市民満足度の高い子ども・子育て支援施策を推進していきます。

第2章 子育てをめぐる現状や課題

1 国の子ども・子育て施策に関する現状や今後の方向性

「第1章の1 将来ビジョン策定の背景、(1)就学前の子どもの教育・保育をめぐる動向」でも述べたように、平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」・「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる子ども・子育て関連3法が公布されました。この中では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保による待機児童対策、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを柱とする取組の展開が求められています。

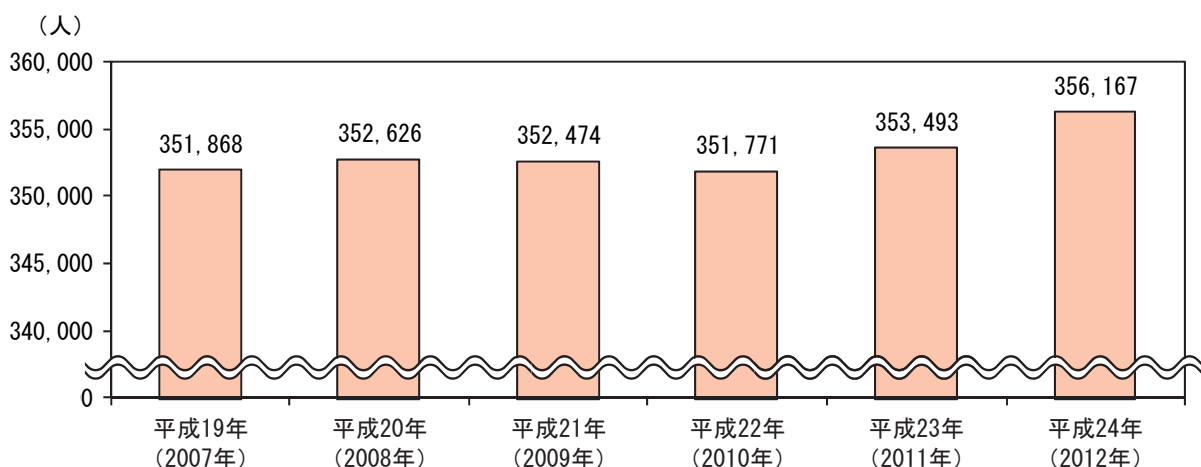
本市の今後の就学前教育・保育のあり方を検討し、具現化していく上で、平成25年度（2013年度）から始まる国の「子ども・子育て会議」の議論など、就学前の子どもの教育・保育をめぐる国の検討状況を注視していく必要があります。また、児童福祉法第24条に基づき、保育の実施義務を持つ市町村は、子どもの安心・安全、成長・発達の場の保障、加えて、すべての子どもの権利を保障する場が確保されるような仕組みを検討する必要があります。

2 本市の就学前の子どもの教育・保育の現状

（1）人口と就学前児童数の状況

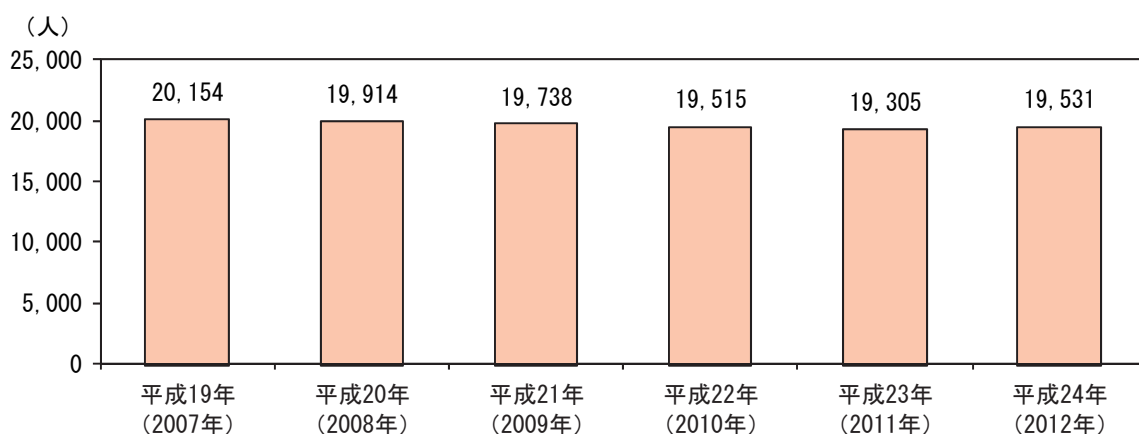
本市の人口は、緩やかな増加傾向で推移しており、全体としては平成19年（2007年）351,868人から平成24年（2012年）356,167人と4,299人増加しました。また、0歳から5歳の就学前児童数は、平成19年（2007年）から平成23年（2011年）にかけては減少傾向でしたが、平成24年（2012年）は前年に比べて226人増加しました。

図表 人口の推移



資料：住民基本台帳人口及び外国人登録人口による（各年10月1日現在）

図表 就学前児童数（0～5歳）の推移



資料：住民基本台帳人口及び外国人登録人口による（各年4月1日現在）

（2）地域子育て支援の現状

核家族化、少子化が進行する中で、育児の知識や経験が十分でなく、また身近な相談相手がないために、不安や悩みを抱えながら子育てをしている保護者が増えています。

本市の地域子育て支援の取組は、公立・私立保育所を地域の身近な子育て支援拠点として位置づけて実施している「地域子育て支援事業」をはじめ、児童会館、児童センターや子育て広場等広がってきています。

また、のびのび子育てプラザでは、親子遊びや子育て講座、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業のほか、保育士や看護師等の専門職による子育て電話相談を実施しており、保護者の子育て不安や悩みの軽減し、解消に取り組んでいます。

公立・私立幼稚園においても、保育ニーズへの対応、保護者や地域住民の実態やニーズを踏まえた地域子育て支援に関する取組を行っています。

（3）保育所の現状

ア 保育所の整備状況及び入所児童数

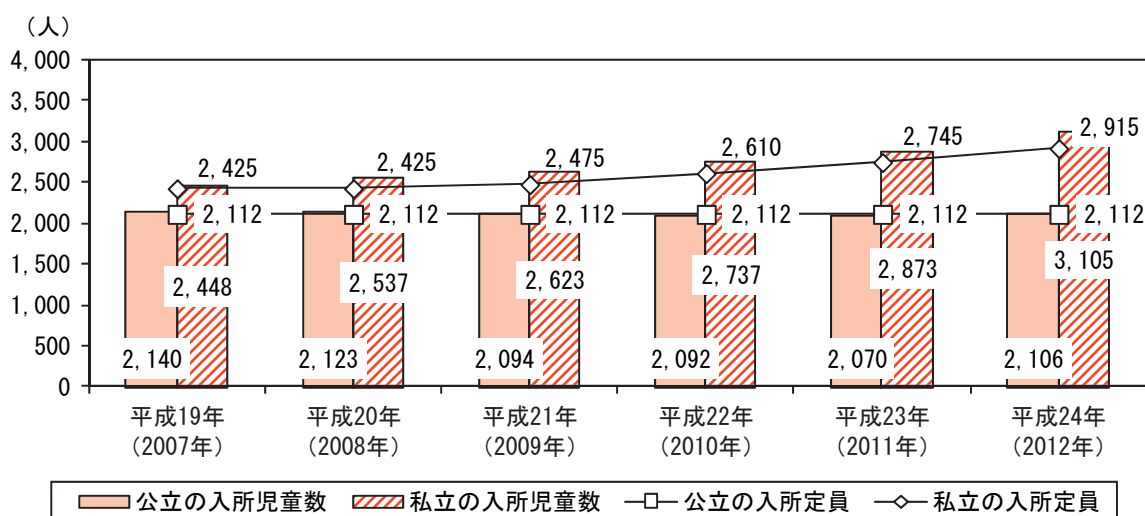
保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設として保育所保育指針に則し、保育に欠ける子どもへの養護と教育を一体的に行っています。0歳から就学前までの子どもの心身の発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して、人格形成の基礎である乳幼児期に豊かに成長できるよう保育を行い、保護者に寄り添い就労支援と養育力向上に結びつく家庭支援を行っています。また、保育所に入所していない親子を対象にした子育て支援を積極的に行い、地域の子育て支援センターの役割を果たしています。

本市では、昭和23年（1948年）に私立保育所が、昭和26年（1951年）に公立保育所がそれぞれ開設して以降、公立・私立の保育所の協働のもとで保育行政の発展に取り組んできました。平成24年（2012年）現在、公立保育所は18園、私立保育所は27園が整備されています。公立保育所は昭和58年（1983年）開所の山三保育園が最も新しい施設であり、現在の公立保育所の施設は昭和40年代から昭和50年代に建設された施設であることから、老朽化が進んでいます。

公立保育所の入所児童数は定員2,112人を僅かに下回る水準で推移しており、平成24年（2012年）には2,106人となっています。定員の弾力的運用を行っていますが、4、5歳児クラスでは定員に満たない状況があります。私立保育所では保育所の新設により定員が増加し、それに伴って入所児童数も増加傾向で推移しています。また、0歳児から2歳児の定員の弾力的運用により定員を超える児童の受け入れとなっています。

なお、平成24年（2012年）4月現在の私立保育所の入所児童数は3,105人となっています。

図表 保育所入所定員と入所児童数の推移

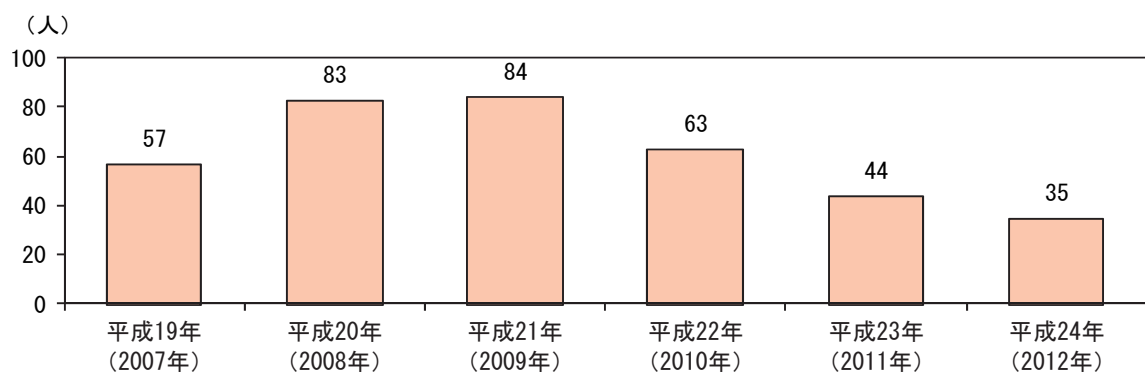


資料：こども部データによる（各年4月1日現在）

イ 保育所入所待機児童数

保育所入所待機児童数は、平成22年（2010年）と平成23年（2011年）に各1園（定員各120人）、平成24年（2012年）には2園（定員合計170人）の私立保育所が新設され、平成21年度（2009年度）以降、減少していますが、依然として待機児童の解消には至っていません。

図表 保育所入所待機児童数の推移



資料：こども部データによる（各年4月1日現在）

ウ 地域子育て支援事業や特別保育事業について

「地域子育て支援事業」は、子育ての不安や悩み、負担の軽減・解消を図り、安心して子育てできる環境を整えることをめざし、集団保育により子育てのノウハウを蓄積している保育所の専門性を活かして、公立・私立の保育所を拠点として実施しています。地域子育て支援センターである保育所には、事業の企画・調整・運営を担当する地域担当保育士を配置し、育児教室、行事開放、施設開放等を実施しています。地域担当保育士は地域の子育てに関係する機関・団体との連携を図りながら事業を進め、地域全体で子育てを支援し合うネットワークの構築をめざしています。

育児教室では、親子遊びや園児との交流を通して、年齢に応じた遊びや大人の関わり方を伝えたり、保護者の交流や悩みの相談等を行い、育児の援助や仲間づくりを進めています。また、子育てサークルの育成・支援に取り組むとともに、育児教室終了後も活動場所等の提供や運営の相談を行っており、こうした取組により、子育て不安の軽減を図り、更に虐待予防につながっています。

「特別保育事業」は、保護者の仕事と子育て等の家庭生活との両立を支援するとともに、子育ての負担を緩和し、安心して子育てができるようにすることで、児童の福祉の向上を図ることを目的として実施しています。事業は、緊急事由により保育が必要な方への緊急保育事業、週3日以内の就労や育児負担の軽減等で家庭での保育ができないときに一時的に児童を預かる一時預かり事業、保育所及び共同保育所入所中の児童を対象とした病児・病後児保育事業、保護者の就労等で日曜日・祝日の保育が困難なときに行う休日保育事業などとなっています。

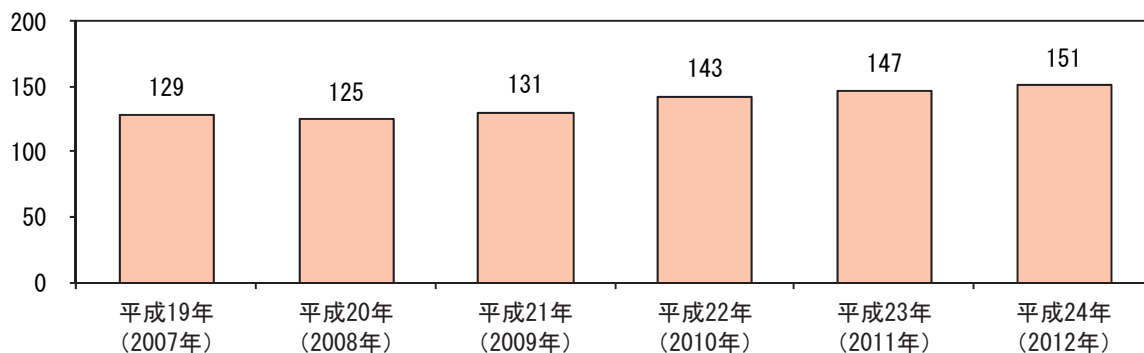
エ 障がい児保育制度、虐待防止の役割について

障がい児保育は、おおむね3歳児以上の発達支援が必要な児童で、障がい児保育審査会で保育所での保育が望ましいと判断された児童を入所の要件として保育所での受け入れを行っており、平成24年（2012年）4月1日現在、公立保育所全園と私立保育所12園で実施しています。

また、保護者の子育ての不安や負担の増大、孤立感に起因して虐待につながる傾向が高いことを踏まえ、被虐待児童のために保育枠を確保しています。

図表 障がい児保育の受入児童数（公立・私立保育所の合計）

（人）



資料：こども部データによる（各年4月1日現在）

(4) 幼稚園の現状

ア 幼稚園の整備状況

幼稚園は、教育基本法及び学校教育法に基づく学校であり、義務教育及びその後の教育の基礎を培っています。幼稚園では幼稚園教育要領に則し、満3歳から就学前までの子どもが、生活や遊びといった直接的かつ具体的な体験を通して人と関わる力や思考力、感性や表現する力等を養い、ひとりの自立した社会人として生きていくための基礎を培っています。また、保育所や小学校との連携、地域との交流、子育て支援など家庭及び地域において、小学校入学までの幼児期の教育の支援にも取り組んでいます。

本市では、大正2年(1913年)に公立幼稚園が、昭和8年(1933年)に私立幼稚園がそれぞれ開設しました。第2次世界大戦後は、児童数の増加と保護者の幼児教育に対する関心と期待の高まりから幼稚園の新設、定員の増員が進み、第二次ベビーブームの到来により昭和58年(1983年)には公立25園、私立18園になりました。しかし、少子化の進行、共働き家庭における保育ニーズの高まりに伴って入園希望者の減少が進み、平成5年(1993年)には公立幼稚園の統廃合を行って現在の16園となり、2年保育を開始しました。また、平成16年(2004年)からは、4歳児と5歳児がひとつの学級で一緒に生活し、ともに育ち合う異年齢児保育を実施しています。一方、私立幼稚園は早くから2年保育・3年保育を実施しており、本市の幼稚園教育の先導的な役割を担ってきました。

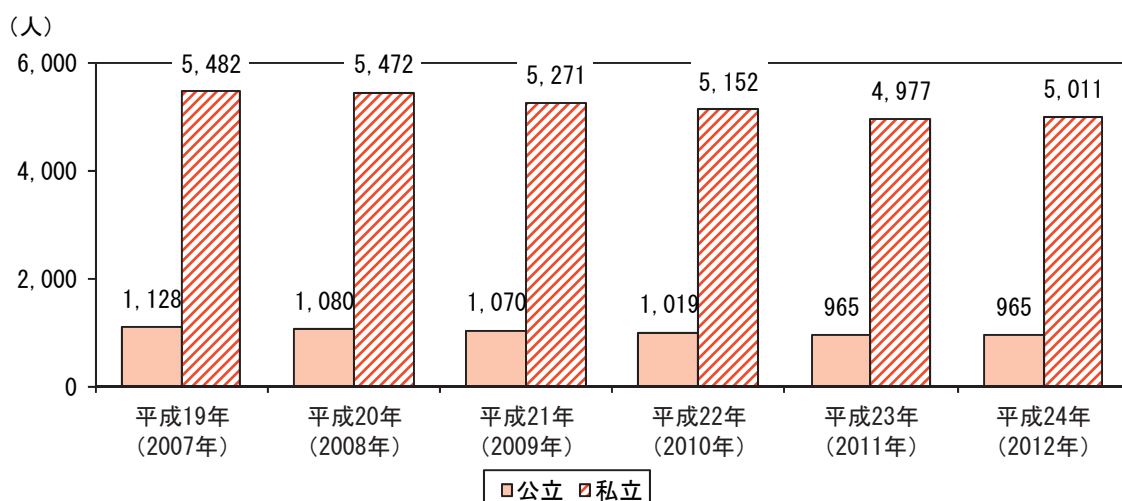
公立幼稚園の主な施設形態は、14園が小学校に併設し、体育館や校舎の1階部分に保育室、遊戯室、職員室等を整備しています。千里ニュータウン内にある2園は、独立した敷地に単独園として設置しています。

イ 幼稚園児童数

近年、0歳から5歳の就学前児童数の減少と女性の就業率の向上、厳しい経済情勢を背景とする共働き家庭の増加により、公立・私立幼稚園ともに児童数は減少しています。公立幼稚園では、平成16年度(2004年度)の1,250人をピークに減少し、平成24年度(2012年度)は965人となっており、施設定員1,660人に対する充足率は58.1%です。

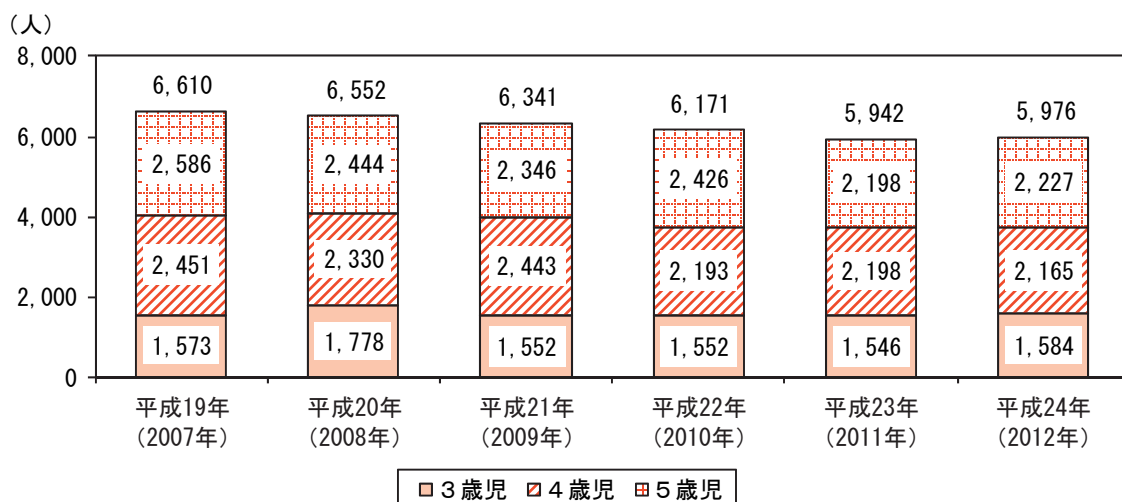
私立幼稚園では、平成24年度(2012年度)の施設定員7,265人に対して園児数が5,511人となっており、充足率は75.9%です。

図表 公立・私立別幼稚園児数の推移



資料：教育委員会学校教育部データによる、本市在住の園児数（各年5月1日現在）
 本文中の平成24年度（2012年度）の園児数5,511人には、私立幼稚園に在園する市外の園児数を含んでいる。

図表 幼稚園児数の推移



資料：教育委員会学校教育部データによる（各年5月1日現在）

ウ 子育て支援について

子どもの健やかな成長を確保していくためには、家庭や地域での豊かな生活経験が必要であり、幼稚園が家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者及び地域の人びとのニーズを踏まえて施設や機能を開放し、積極的に子育てを支援していくことが大切です。

そこで、幼稚園では、入園前の子どもやその保護者を対象に園庭や園舎（保育室）を開放して未就園児の保育活動や子育て相談、子育て講座の開催など様々な活動を行い、子どもには安心して遊べる場、保護者同士には交流の場となっています。また、保護者のニーズや遊び場の状況を考慮して保育時間終了後に園庭を開放したり、適切な教育的配慮のもと、家庭的な雰囲気を大切にしたりした預かり保育を実施しています。

このように、幼稚園は地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めています。

エ 特別支援教育について

特別支援教育は、障がいや発達に課題のある児童の自立等に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活等における困難を改善又は克服するため、適切な指導又は必要な支援を行うものです。

幼稚園においては、保育所のような障がい児保育審査会はなく、私立幼稚園では設置者が、公立幼稚園では「吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則」に基づき、園長が入園を決定しています。特に、公立幼稚園では、入園を希望する障がい等配慮を要する児童全員を受け入れ、ともに学び、ともに育つ教育を推進しています。子どものありのままの姿を受け止め、子どもが安心して周囲の環境と十分に関わって発達していくことが大切であると考え、発達に応じたきめ細やかな指導や支援に努めています。

また、家庭はもとより、医療や福祉等の関係機関と連携を図り、専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を計画的かつ組織的に行っています。そのため、園内に特別支援教育コーディネーターを置き、教職員全体の協力体制をつくった上で取り組んでいます。

3 本市の就学前の子どもの教育・保育に関する課題

(1) 保育所入所待機児童対策について

高まる保育ニーズに対し、本市では、保育所の定員の弾力的運用等により受け入れ児童数の増員、私立保育所の新設によって対応してきていますが、依然として保育所入所待機児童の解消には至っていません。

将来ビジョン策定にあたって実施したアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）においても、幼稚園や保育所に対して整備や充実を望むこととして「保育所の定員を拡充」や「一時的に子どもを預かる保育の拡充」に特に強い要望が寄せられています。

今後とも、保育ニーズの高まりが見込まれるため、公立保育所の民営化等により、一層効率的な運営が求められています。また、千里ニュータウン等の再開発によるまちづくりが進む中で、新たな住民の流入によるニーズへの対策も考えていく必要があります。

(2) 幼稚園・保育所における子育て支援の役割について

本市では、市内の公立・私立すべての幼稚園・保育所において、身近な地域での子育て支援の実施・充実に努めています。しかし、地域での子育て支援事業に参加されていない親子への支援、子育て支援の実施施設が少ないために参加機会が限られている地域への支援、妊娠時からの支援等の課題があります。

アンケート調査においては、幼稚園や保育所に対して整備・充実を望むこととして「地域への子育てに関する情報提供の充実」や「地域の子育て支援事業・活動の場としての園庭や施設の開放」、「地域での子育てに関する相談の受付・支援」に対する要望が多く寄せられています。

(3) 障がい児保育制度、虐待防止の必要性について

近年、障がい児保育制度を利用する児童数は、発達障がいなど配慮を要する児童の増加に伴い増加しています。教育・保育の現場においても、子ども一人ひとりに気を配り、障がい等の早期発見・早期対応・早期療育につなげる体制の充実がますます求められています。また、幼稚園や保育所等では、障がいの有無に関係なく、子どもたちがともに生活し、ともに学び、ともに成長できるよう、障がい児保育、特別支援教育を適切かつ安定的に提供していくことが重要です。

公立保育所には、障がい児保育に必要な知識とノウハウを備えるとともに、各保育所に看護師を配置し、保健センターをはじめとする関係機関との円滑に連携できる体制を整えています。しかし、障がい児保育制度を利用する児童が多いため、各保育所で定員を超える入所希望となり、近くの保育所に入所することが困難になっています。

また、虐待防止や被虐待児童の保護のための保育枠を確保し、子どもたちの生命の安全確保に努めることが必要です。しかし、そうした保育枠の確保は、公立保育所に限られているのが現状です。

幼稚園においても保護者の入園希望に応じて、障がい児や配慮を要する児童を受け入れ、関係機関と連携を図りながら特別支援教育を実施していますが、専門職員の配置は十分とは言えません。

(4) 幼稚園の児童数減少について

幼稚園では、少子化の進行に加え、女性の社会進出や子育てに対する考え方の多様化等による長時間保育へのニーズの高まりにより、公立・私立ともに児童数は減少傾向となっています。

私立幼稚園では、本市の幼児教育において早くから2年保育・3年保育を実施するなど先導的な役割を担ってきました。また、近年の多様化する保育ニーズに対し、多くの私立幼稚園では、3年保育や預かり保育の実施等により、就労等を希望する保護者のニーズへの対応を工夫していますが、定員に空きが見られるのが現状です。

公立幼稚園では、異年齢児保育により定員枠の弾力的な運用を行うとともに、地域の子育て支援事業等にも積極的に取り組んでいますが、新たな保育ニーズへの対応は十分とは言えない状況であり、少子化の進行も勘案すると、公立幼稚園を現在の規模で維持することは困難です。

(5) 就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供する視点の必要性について

待機児童がいる公立保育所と、定員を充足できていない公立幼稚園という課題を解消し、それぞれが果たしている責任と役割をなくすことなく、すべての就学前の子どもとその保護者のニーズに対応した就学前教育・保育の実施体制を再構築し、質的充実を図るには、公立施設の幼保一体化を進めることが課題解決のひとつの方法として考えられます。

アンケート調査では、本市が将来の就学前児童の教育・保育のあり方において「幼保一体施設」の導入を視野に入れた検討を行っていることに関して、「幼稚園や保育所に加えて、幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた施設『幼保一体施設』も運営される」と「すべての施設が幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた施設『幼保一体施設』になる」を合わせた、幼稚園や保育所との併存も含めた「幼保一体施設」の導入について、68.3%が肯定的な意見を持っています。また、「幼保一体施設」の整備によって期待できることとして、「0歳～2歳児の定員の増加」や「保育時間の延長」、「教育内容の充実」、「保育内容の充実」など、保育所待機児童が特に多いと言われる0歳児から2歳児の保育枠の確保による待機児童対策、長時間保育ニーズへの対応、幼保一体化による教育と保育、両方のニーズへの対応が可能になることで、教育・保育の量的拡大とその質的充実等に対して、強い期待が寄せられていると言えます。

第3章 就学前の子どもの教育・保育の今後の方向性について

本章では、「第1章の1 将来ビジョン策定の背景」や「第1章の2 将来ビジョン策定の趣旨」を踏まえ、将来ビジョンが示すべき就学前の子どもの教育・保育の今後の方向性として、3つの柱からそのあり方、取組事項と方策、推進体制等を述べます。

まず、「第3章の1 就学前の子どもの教育・保育の充実について」では、今後本市がめざす就学前の子どもの教育・保育に係る基本的な考え方や全般的な事項を示しています。

次に、「第3章の2 公立施設の幼保一体化に向けて」では、国の子ども・子育て関連3法の柱でもある「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」を具現化する方策として、公立施設の幼保一体化施設の整備に関する事項を示しています。

最後に「第3章の3 就学前の子どもの教育・保育推進の体制・あり方」として、上記1及び2の実際の推進において留意すべき事項や体制等について示しています。

1 就学前の子どもの教育・保育の充実について

(1) すべての就学前の子どもと保護者に対する子育て支援施策

0歳から就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期として、また、その生活環境においても、人が大きく成長する上で非常に重要な意味を持っています。

この時期に子どもは、生活や遊びといった直接的かつ具体的な体験を通して、情緒的、知的な発達、あるいは社会性を養い、人として、社会を構成する一員として、より良く生きるための基礎を獲得していきます。

そのため、乳幼児期における教育が、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、子どもの育ちについて常に関心を払うことが必要です。また、幼児の成長の根幹となる心身の基盤を形成する場としての家庭づくり、加えて、身近な自然や様々な年齢の人との交流を通じて豊かな体験を得ることができる地域社会の形成は、子どもたちが成長する上において、いずれも欠かすことのできない要素となります。

本市においては、保育所・地域子育て支援センターが中心になって地域子育て支援事業を実施しており、幼稚園においても地域の実態や保護者のニーズに即した子育て支援の取組を進めています。また、地域子育て支援事業の担い手が児童会館や児童センター、子育て広場等へと広がってきています。更に、地域子育て支援関係機関連絡会を市内12地域に設置し、子育て支援に関する課題を共有し、地域で子育てを見守り、課題の解決に向けた取組を進めています。

今後、地域子育て支援の様々な取組のネットワークの強化を図り、各種事業の有機的展開を図りながら、すべての親が孤立することなく、安心して子育てができ、子どもたちが生き生きと育つまちをめざします。

(2) 質の高い教育・保育の充実

前項でも述べたように、幼児期の子どもは、生活や遊びといった直接的かつ具体的な体験を通して、情緒的、知的な発達、あるいは社会性を養っていきます。子どもたちが、生活や遊びの中で様々な課題に自ら対応する力を身につけ、人を思いやる気持ちや感動する心等を育みながら成長するためには、保育内容の質、保育者の資質、保育環境の質等の確保が必要です。本市では、学びや育ちの連続性を踏まえ、就学前から小・中学校の教育を一体的に捉え、「わが都市(まち)すいたの教育ビジョン」に沿って、次代を担う子どもたちが困難に打ち克ち、くじけない「知」「徳」「体」の調和の取れた「総合的人間力」の育成をめざしているところです。

引き続き、本市の就学前教育を改善、充実させるとともに、私立の幼稚園や保育所等とのさらなる交流を進め、教育・保育の質の向上を図ります。

(3) 小学校教育への円滑な接続

幼稚園や保育所では、遊びを通して「人・もの・こと」に関わり、様々なことを学んでいます。一方、小学校では、時間割に基づき、教科書等の教材を用いて学習をしています。小学校入学にあたり、子どもも保護者も期待とともに大きな不安が生じます。これに対して、子どもの発達や学びは連続しているという観点から長期的な視点を持ち、幼児期の「学びの体験」を子どもの「思い」とともに、小学校教育につないでいくことが求められます。

アンケート調査においても、幼稚園・保育所と小学校との連携のあり方について、子どものための取組として、「学校などへの保育所・幼稚園からの参加」や「保育所・幼稚園の園児と小学校児童の交流」が同じように高い割合です。また、保護者のための取組として、「学校見学の実施」や「保護者向けの入学説明会の開催」が同じように高い割合であり、小学校入学前からの小学校との交流、小学校を知る機会の確保に関する要望が多く寄せられています。

これらの取組は現在も進めていますが、今後とも、就学前教育・保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、子ども同士の交流や教師と幼稚園教諭・保育士の合同研修等を通して、互いの教育・保育内容、指導方法の違いまたは共通点について理解を深めていきます。特に、幼稚園・保育所と小学校との円滑な接続の実現のためには、教育委員会からの積極的な働きかけが求められます。義務教育課程でめざす教育、成長・発達のために、就学前教育・保育において留意すべきことや達成すべき要素を公立・私立、幼稚園・保育所を問わず情報の交換を行うことが必要です。

(4) 待機児童問題への対応

保育所入所待機児童が依然として解消には至っていないことを踏まえた対策を講じていく必要があります。

平成22年(2010年)に策定した「こども笑顔輝きプラン(吹田市次世代育成支援行動計画後期計画)」における待機児童対策の目標は、近年の私立保育所の新設や私立保育所における定員の弾力的運用等に伴っておおむね達成されたと考えられますが、保護者の雇用形態の多様化が進んでいることから、新たな保育ニーズへの対応が求められています。

国の子ども・子育て関連3法のもとでは、公立・私立保育所だけでなく、幼保一体施設である認定こども園や小規模保育等の活用により、保育の量的拡大・確保に向けた選択肢が拡大されます。そのため、これまでの私立保育所の新設や定員の弾力的運用だけでなく、市が認可権者として質を確保した小規模保育等の活用を視野に入れながら対応していきます。

(5) 障がい等配慮を要する児童に対する教育・保育の充実

障がい児、発達障がいや配慮を要する児童の増加、被虐待児童の保護や発達保障について、市は重要な役割を担うことが求められています。

障がい児保育や特別支援教育は、私立幼稚園・保育所でも積極的に行っている園はありますが、公立幼稚園・保育所がその役割を担うことが更に期待されています。子どもたちがともに育ち、ともに学べる環境の継続と充実に向けて、今後とも、公立幼稚園・保育所においては、障がい児等一人ひとりの発達過程に応じた切れ目のない支援体制の充実をめざします。また、幼稚園・保育所等においては、子ども一人ひとりの小さな変化のサインを見逃すことがない目配り・気配りをきめ細かく行うことで、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。更に、被虐待児童の保育枠の確保に努め、関係機関と入所児童世帯の情報交換や情報共有を行い、有機的な連携を図りながら児童虐待防止の取組を進めていきます。

2 公立施設の幼保一体化に向けて

(1) 公立施設の幼保一体化推進の基本的な考え方

国は、子ども・子育て関連3法を制定することに伴い、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」等を積極的に推し進めることを明確に打ち出してきました。

本市においても、現行の教育委員会が所管する幼稚園が担っている教育部門と、市長部局が所管する保育所が担っている保育部門の統合による質の高い教育・保育を提供する部門として、また、地域における子育て支援の場としての機能も果たせるよう、公立施設が果たすべき役割やあり方を具体化する手法として、公立幼稚園と公立保育所の再編による幼保一体化を推進することを検討します。

今後、既存公立幼稚園・保育所の再編、幼保一体化施設への移行を図り、私立幼稚園・保育所との連携もより一層深めることで、本市の就学前の子どもの教育・保育の質や地域の子育て支援の充実等に向けた取組を推進していきます。

(2) 公立施設の幼保一体化に向けた基本的な条件、整備計画

ア 市内すべての幼稚園・保育所施設を効率的に運用できるよう、私立幼稚園・保育所との連携を深め、公立施設の適正配置を検討します。

イ 幼保一体化施設の利用は、現在の保育所入所対象児童（0歳児から5歳児）と幼稚園入園対象児童（4歳児から5歳児）を対象とします。

ウ 幼保一体化の推進にあたって、近接する公立幼稚園・保育所を幼保一体化施設として統合整備することを基本とします。なお、当該整備を行う際、原則として、新たに土地を確保せず、現行の施設を改修して使用することとします。

エ 近接する幼稚園がない保育所については、幼稚園利用児を受け入れることで幼保一体化を図ります。その際、地域子育てのためのスペースの確保や施設の改修も進めます。

オ 近接する保育所がない幼稚園については、市民ニーズの状況、施設の老朽化等の課題を整理して、年次的に廃園としていきます。

カ 幼保一体化施設の整備にあたっては、市民ニーズを十分に把握し、施設配置の地域的偏りが生じることがないように、適正な配置に留意します。

(3) 公立の幼保一体化施設における教育・保育の実施方策

ア 子どもの受け入れにあたって

幼保一体化にあたり、就学前の子どもの集団形成を図るため、4・5歳児は複数クラスを設置するなど適正な児童集団を確保するとともに、利用時間の長短に関わらず、子どもも保護者も交流できるように配慮します。また、これまで行ってきた障がい児や配慮を要する児童の受け入れについても保育卒の確保を行います。更に、一時預かりや休日保育など多様な特別保育のニーズへの対応の実現を図ります。

イ 子育て支援事業の充実について

これまで幼稚園・保育所が近くになかったため、子育て支援事業を利用しにくかった地域の親子の支援を充実するなど、すべての子育て家庭への支援体制の強化に努めます。

ウ 小学校との連携について

就学前の教育・保育と小学校教育の円滑な接続をめざし、小学校に併設する幼保一体化施設を中心に、就学前施設と小学校との連携を図ります。

エ 保育料や保育時間等について

保育料のほか、延長保育や預かり保育の利用料や利用時間等については、幼保一体化施設への移行時に見直しと整理を行い、利用者に配慮した金額設定を行います。

オ 幼保一体化移行時の対応について

幼保一体化施設への移行対象となる幼稚園・保育所の利用者に対しては、幼保一体化のメリットや課題点の解消について十分に説明し、理解を得ながら移行を図ることとします。なお、幼保一体化施設は、公立幼稚園で実施している園区制等は設けず、市内の希望する幼保一体化施設を利用できるようにします。

カ 教育・保育の質の向上について

幼保一体化の推進にあたっては、公立幼稚園教諭と公立保育所保育士が協力し、新しい幼保一体化カリキュラムを作成し、質の高い教育・保育の提供ができる体制づくりに取り組みます。幼保一体化に先立ち、幼稚園教諭と保育士の人事交流を行い、また、それぞれが有する経験とノウハウを十分に発揮できるような合同研修や共同研究等の機会を充実します。なお、必要に応じて看護師等の専門職の配置を行います。

キ 給食の提供について

食べることは生きることの源であり、心と体の健全な発達に密接に関係しているとの認識に立ち、幼保一体化施設ではすべての児童に安心して安全な給食を提供するとともに、食育の推進に努めます。

3 就学前の子どもの教育・保育推進の体制・あり方

(1) 将来ビジョンを円滑に推進するための体制づくり

国の子ども・子育て関連3法に関する取組を進めるためには、これまでの学校教育法と児童福祉法という法制度の枠組みの違いによる隔たりを排して実施することが求められます。

そのため、市長部局の保育課と教育委員会の幼稚園課を統合し実施する必要があります。新制度施行の円滑な導入に向けて取り組みます。

(2) 民間との連携・民間の力の活用のさらなる必要性

本市には学校法人や社会福祉法人によって設立されている私立幼稚園・保育所が多く、公立幼稚園・保育所とともに、本市の教育・保育の重要な担い手としての役割を果たしています。

厳しい財政状況が続く中、本市が限られた財源と人員で将来にわたり安定的に質の高い教育・保育を提供していくためには、公としての責任を果たしながら私立幼稚園・保育所との連携を深め、更に、事業の見直しを行うとともに、民間の力を積極的に活用していくことが必要だと考えます。

参 考 資 料

- ① 就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議
- ② 本市の児童数の将来推計（人口推計）
- ③ アンケート調査結果の概要
- ④ 幼保一体化施設の配置計画（案）

① 就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議

就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議設置要領

制 定 平成23年12月9日

最近改正 平成24年4月1日

(設置)

第1条 本市の就学前児童の教育・保育について、国の「子ども・子育て新システム」の動向を踏まえ、新たな制度変更に対応し得る施策の立案に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議（以下「PT会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 PT会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 就学前児童の教育・保育について、国の「子ども・子育て新システム」の動向を踏まえ、新たな制度変更に対応し得る施策の立案に関すること。
- (2) 新たな制度変更に対応し得る施策の立案についての総合調整に関すること。

(組織)

第3条 PT会議は、別表（1）に掲げる者及びその他委員長が指定する者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 PT会議に委員長及び副委員長を置き、委員長はこども部及び学校教育部担当副市長をもって充て、副委員長はこども部長及び教育委員会事務局理事をもって充てる。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 PT会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議にPT会議委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 就学前児童の教育・保育について、国の「子ども・子育て新システム」の動向を踏まえ、新たな制度変更に対応し得る施策の立案を円滑に行うため、PT会議に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第7条 作業部会は、別表（2）に掲げる者及びその他委員長が指定する者をもって組織する。

(庶務)

第8条 PT会議の庶務は、こども部こども育成室保育課および教育委員会学校教育部学校教育室幼稚園課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、PT会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、平成23年12月9日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表(1)

委員長	副市長
副委員長	こども部長
副委員長	教育委員会事務局理事
	学校教育部長
	こども部次長
	子育て支援室長
	こども育成室長
	学校教育部次長 (学校教育部学校教育室長兼務)
	教育政策室長
	学校教育部学校教育室担当総括参事 (学校教育部学校教育室幼稚園課長事務取扱)

別表(2)

こども育成室長
学校教育部次長(学校教育部学校教育室長兼務)
学校教育部学校教育室担当総括参事 (学校教育部学校教育室幼稚園課長事務取扱)
子育て支援室参事
子育て支援室主幹
保育課長
保育課参事(民営化担当)
保育課参事(保育担当)
公立保育園長
幼稚園課参事
幼稚園課主幹
公立幼稚園長
教育政策室主幹

就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議開催経過

就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議

	開催日	主な内容
第1回	平成23年12月12日	就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議設置について
第2回	平成24年3月22日	作業部会報告について
第3回	平成24年9月3日	子ども・子育て関連法案報告
第4回	平成24年11月5日	就学前児童教育・保育施策検討の方向性について
第5回	平成24年12月4日	就学前児童教育・保育施策検討作業部会報告
第6回	平成24年12月17日	将来ビジョン（素案）案について
第7回	平成25年2月13日	将来ビジョン（素案）について
第8回	平成25年3月26日	将来ビジョン（素案）について

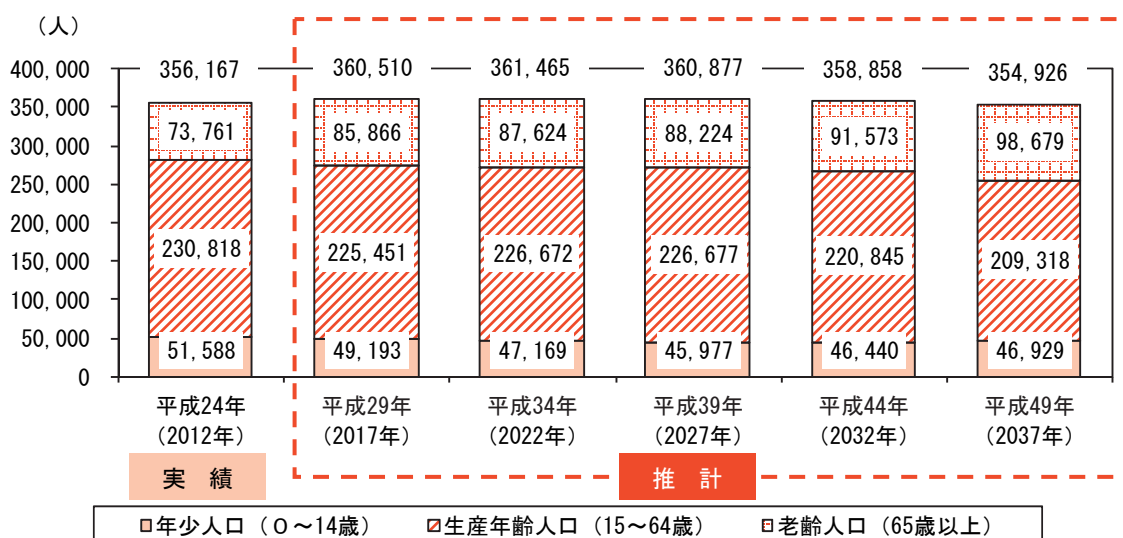
就学前児童教育・保育施策検討作業部会

	開催日	主な内容
第1回	平成24年1月4日	就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議報告
第2回	平成24年2月14日	公立幼稚園のあり方検討会議設置等の報告
第3回	平成24年2月21日	就学前児童教育・保育施策検討の方向性（素案）の検討
第4回	平成24年3月1日	就学前児童教育・保育施策検討の方向性（素案）の検討
第5回	平成24年4月27日	就学前児童教育・保育施策検討作業部会の経過
第6回	平成24年6月19日	幼保一体化の考え方と課題について
第7回	平成24年8月8日	幼保一体化の考え方と課題について
第8回	平成24年8月30日	幼保一体化の考え方と課題について
第9回	平成24年10月23日	就学前児童教育・保育施策検討の方向性について
第10回	平成24年10月31日	就学前児童教育・保育施策検討の方向性について
第11回	平成24年11月28日	将来ビジョン（素案）案について
第12回	平成25年2月8日	将来ビジョン（素案）について
第13回	平成25年3月1日	将来ビジョン（素案）について
第14回	平成25年3月22日	将来ビジョン（素案）について

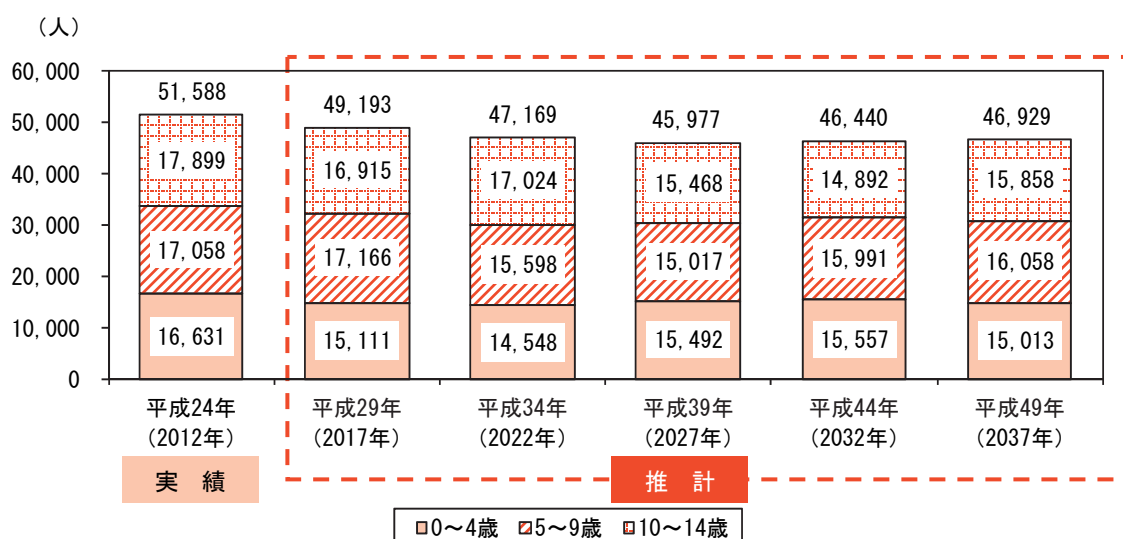
② 本市の児童数の将来推計（人口推計）

- 平成19年（2007年）と平成24年（2012年）の各年10月1日現在の本市の住民基本台帳人口を用いて、コーホート変化率法により将来人口の推計を行いました。この推計方法では、コーホート（同期間に出生した集団）ごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないと仮定して推計するもので、0歳から4歳の子どもの人口は15歳から49歳の女性人口の比率によって推計します。
- 平成34年（2022年）頃までは緩やかに人口が増加し、その後は減少に転じると予測されます。この間の人口増加に伴って、その子ども世代が生まれると想定される平成44年（2032年）頃からは0歳から14歳の年少人口の増加が予測されますが、長期的には少子高齢化の傾向に伴って減少するものと考えられます。

図表 吹田市の将来人口推計



図表 年少人口（0～14歳）の5歳階級ごとの将来人口推計



(注) 推計値は小数点以下の四捨五入の関係により、年齢階層ごとの人口を合計した値と合計として表記した値とが一致しない場合があります。

③ アンケート調査結果の概要

■調査の目的

子どもの健やかな育ちをめざし、すべての子どもたちのより質の高い学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図るために策定する将来ビジョンの基礎資料とすることを目的として実施しました。

■調査の実施要領

- 調査対象 市内在住の0歳から5歳^{※1}の児童
- 調査対象数 1,200人
- 調査方法 郵送配付・郵送回収。調査票は本人及びその保護者宛で送付し、保護者に回答を依頼
- 調査期間 平成24年（2012年）10月23日～11月12日
- 主な調査項目
 - ・対象者の属性
 - ・現在の保育サービス^{※2}の利用状況
 - ・幼保一体化に関する考え
 - ・子育てに関する不安や子育て支援の要望

※1：平成24年（2012年）4月2日時点の年齢です。

※2：本調査で「保育サービス」とは、認可保育所、幼稚園、事業所内保育施設、認定こども園、その他の保育施設（認可外保育所など）、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センターにおいて、定期的に受けているサービスと位置づけました。

■調査票の配付・回収の状況

配付件数：1,200件 有効回答数：631件（有効回答率：52.6%）

■集計方法、数値の取り扱いについて

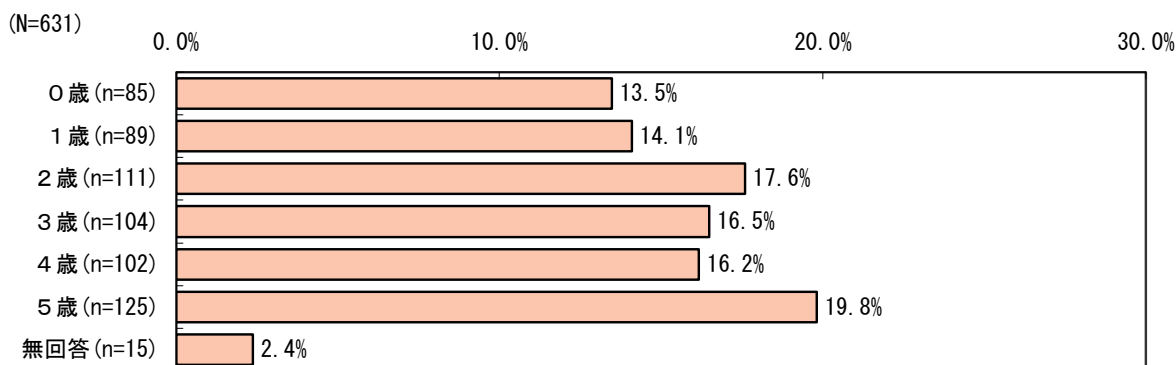
- 集計は百分率（%）によるもので、集計結果は小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表記しています。
- 単数回答（選択肢を1つだけ選ぶ）設問の各選択肢の回答構成比の合計は、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。また、複数回答（該当する選択肢をすべて選ぶ）設問の各選択肢の回答構成比は、当該設問に回答すべき人数を集計母数として求めているため、回答構成比の合計が100.0%を超える場合があります。
- 単純集計の選択肢ごとの回答件数は「(n=***)」と表記しています。
- 単純集計の集計母数及びクロス集計の分析区分ごとの集計母数は「(N=***)」と表記しています。

■結果の概要

(1) 対象者の年齢

- 対象者の年齢は「5歳」が19.8%で最も多く、以下、「2歳」が17.6%、「3歳」が16.5%、「4歳」が16.2%、「1歳」が14.1%、「0歳」が13.5%となっています。

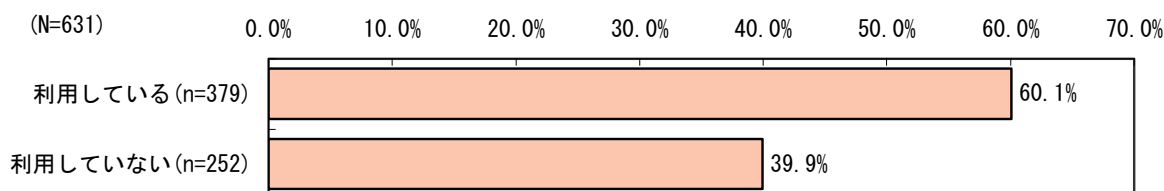
図表 対象者の年齢



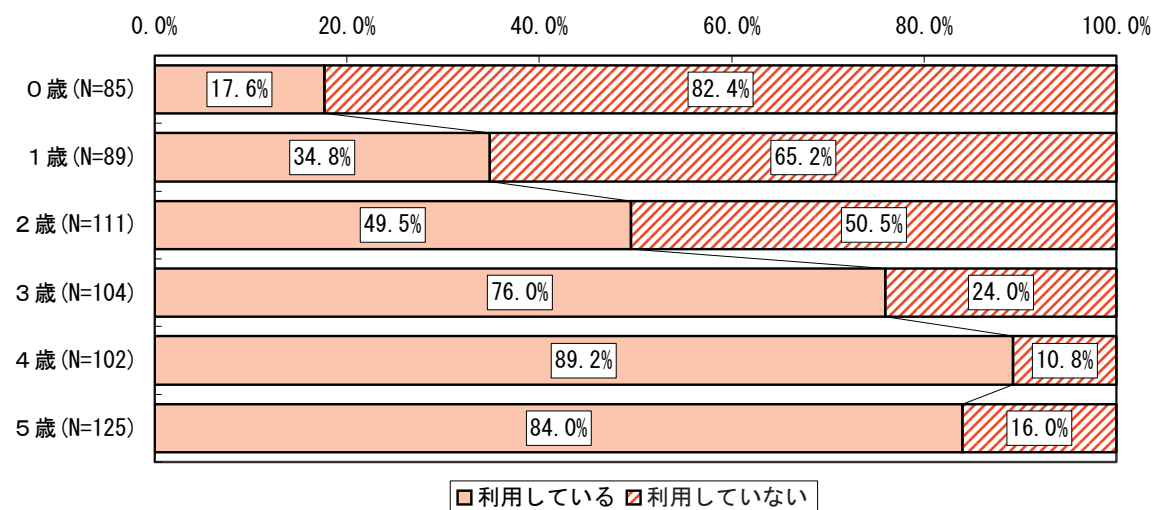
(2) 保育サービスの利用状況

- 保育サービスの利用状況は、保育サービスを「利用している」人は60.1%、「利用していない」人は39.9%となっています。
- 年齢別にみると、年齢が高いほど利用者が多い傾向となっており、3歳で76.0%、4歳以上では8割以上が保育サービスを利用しています。

図表 保育サービスの利用状況



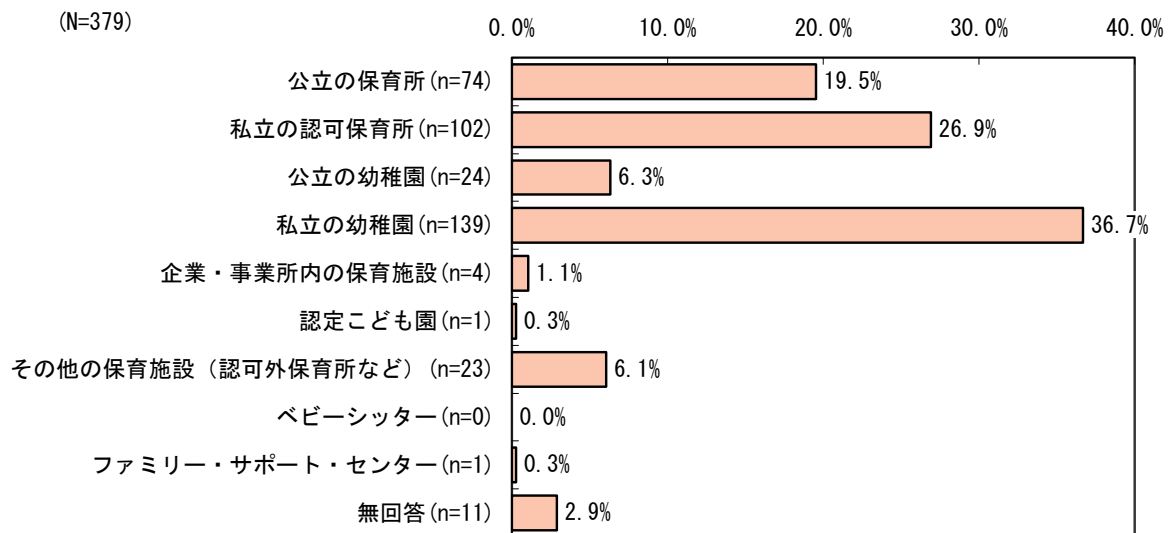
図表 対象者の年齢別 保育サービスの利用状況



(3) 利用している保育サービスの種類

- 保育サービス利用者が利用しているサービスの種類は、「私立の幼稚園」が36.7%で最も多く、以下、「私立の認可保育所」が26.9%、「公立の保育所」が19.5%、「公立の幼稚園」が6.3%と続いており、公立・私立に関係なく、保育所利用者は46.4%、幼稚園利用者は43.0%となっています。

図表 利用している保育サービスの種類

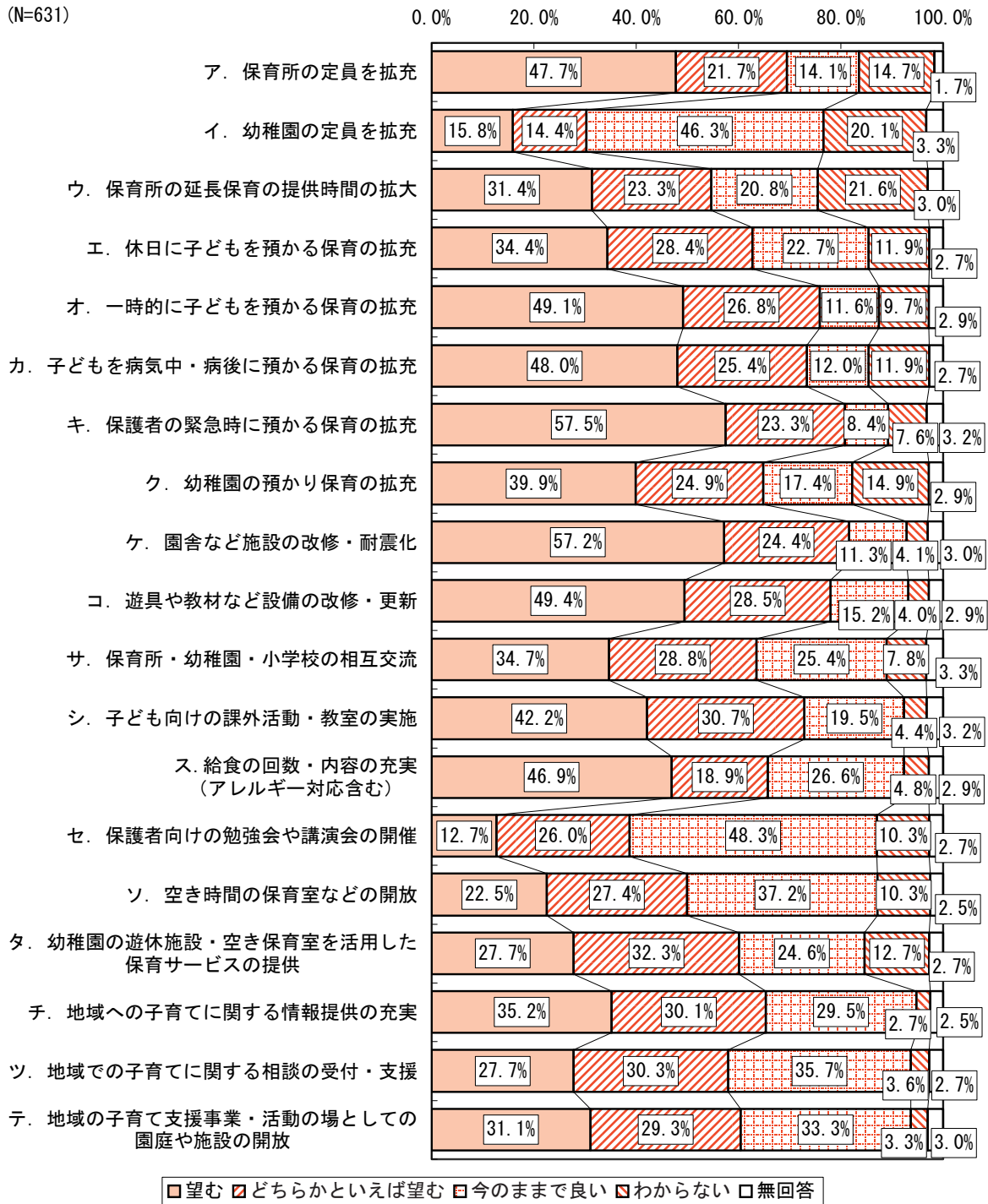


(4) 幼稚園や保育所に対して整備・充実を望むこと

- 幼稚園や保育所の施設・設備、教育・保育内容、子育て支援機能等について整備・充実を望むことは、「キ. 保護者の緊急時に預かる保育の拡充」や「ケ. 園舎など施設の改修・耐震化」は、強い要望である「望む」が5割を超えて特に多くなっています。以下、「コ. 遊具や教材など設備の改修・更新」や「才. 一時的に子どもを預かる保育の拡充」、「力. 子どもを病氣中・病後に預かる保育の拡充」等も「望む」が5割近くを占めています。一方で、「今のままでよい」は、「セ. 保護者向けの勉強会や講演会の開催」や「イ. 幼稚園の定員を拡充」で4割以上と特に多くなっています。
- 全般的には、子育て支援機能や保護者向けの取組は、強い要望である「望む」がやや少なく「どちらかといえば望む」が多い傾向ですが、幼稚園・保育所が提供する教育・保育の内容や施設・設備、教材等については「望む」が多い傾向となっています。

図表 幼稚園や保育所に対して整備・充実を望むこと

(N=631)

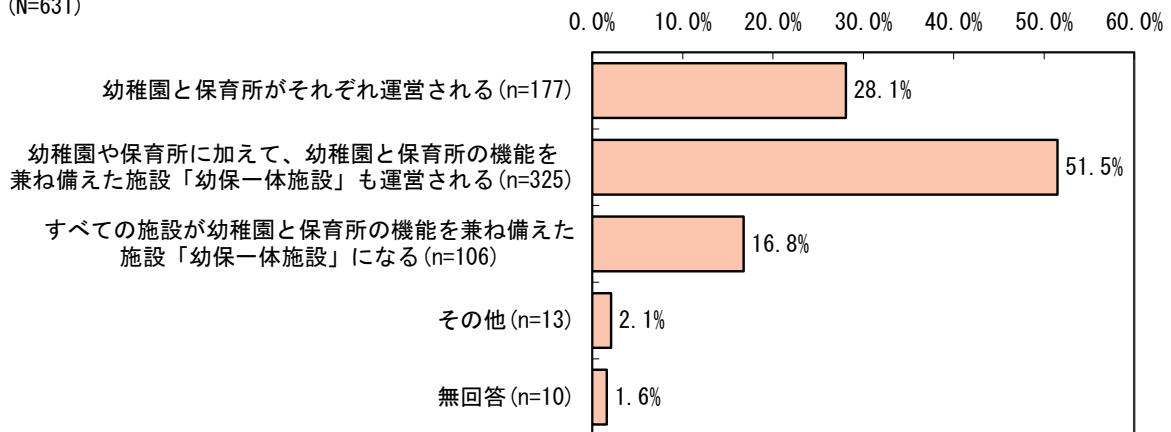


(5)「幼保一体施設」の導入に関する意識

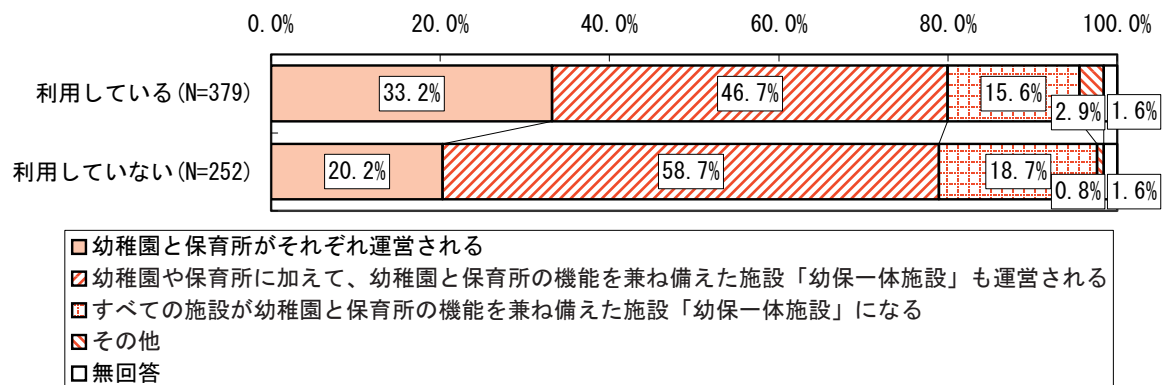
- 本市が、将来の就学前児童の教育・保育のあり方について「幼保一体施設」を視野に入れた検討を行っていることに関して、幼稚園や保育所も含めたあり方をたずねました。
- 「幼稚園や保育所に加えて、幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた施設『幼保一体施設』も運営される」（幼稚園・保育所・幼保一体施設が併存）が51.5%で最も多く、以下、「幼稚園と保育所がそれぞれ運営される」（幼稚園と保育所だけ）が28.1%、「すべての施設が幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた施設『幼保一体施設』になる」（すべてが幼保一体施設になる）が16.8%となっており、幼稚園や保育所との併存も含め、68.3%が「幼保一体施設」の導入に肯定的な意見を持っています。
- 保育サービスの利用状況別にみると、幼稚園や保育所との併存を含めた「幼保一体施設」の導入に肯定的な人は、保育サービス利用者では62.3%であるのに対し、保育サービス非利用者・未利用者では77.4%と非利用者・未利用者の4分の3以上を占めています。

図表 就学前児童の教育・保育施設のあり方

(N=631)



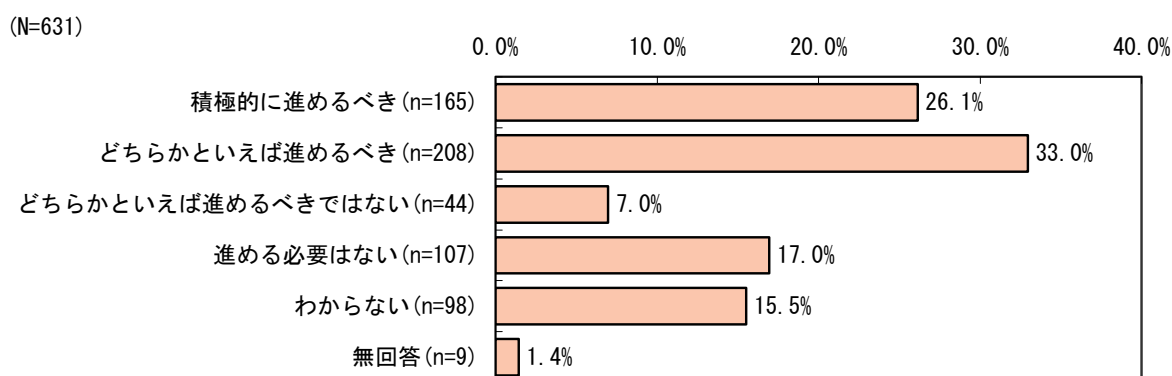
図表 保育サービスの利用状況別 就学前児童の教育・保育施設のあり方



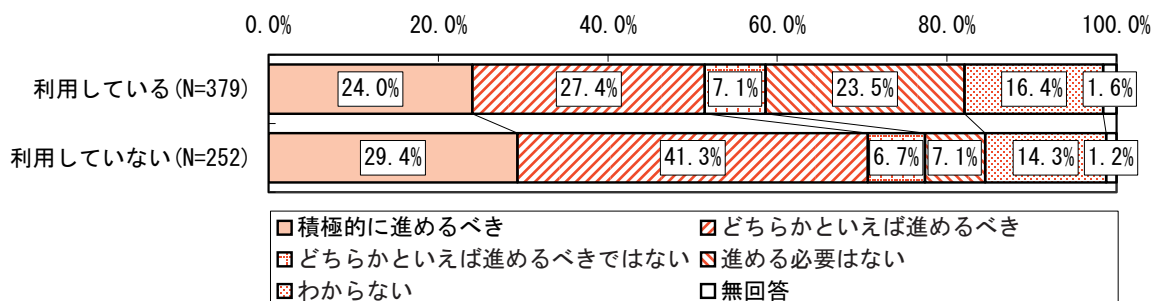
(6) 「幼保一体施設」の整備のあり方に関する意識

- 「幼保一体施設」の整備のあり方の意識をたずねたところ、「どちらかといえば進めるべき」が33.0%で最も多く、次いで「積極的に進めるべき」が26.1%となっており、59.1%は「幼保一体施設」の整備を推進すべきと考えています。一方、「幼保一体施設」の整備を推進すべきでないと考えているのは24.0%となっています。
- 保育サービスの利用状況別にみると、保育サービスの利用状況に関係なく、半数以上が「幼保一体施設」の整備を推進すべきと考えていますが、サービス非利用者・未利用者では7割を超えて多くなっています。

図表 「幼保一体施設」の整備のあり方に関する意識



図表 保育サービスの利用状況別 就学前児童の教育・保育施設のあり方

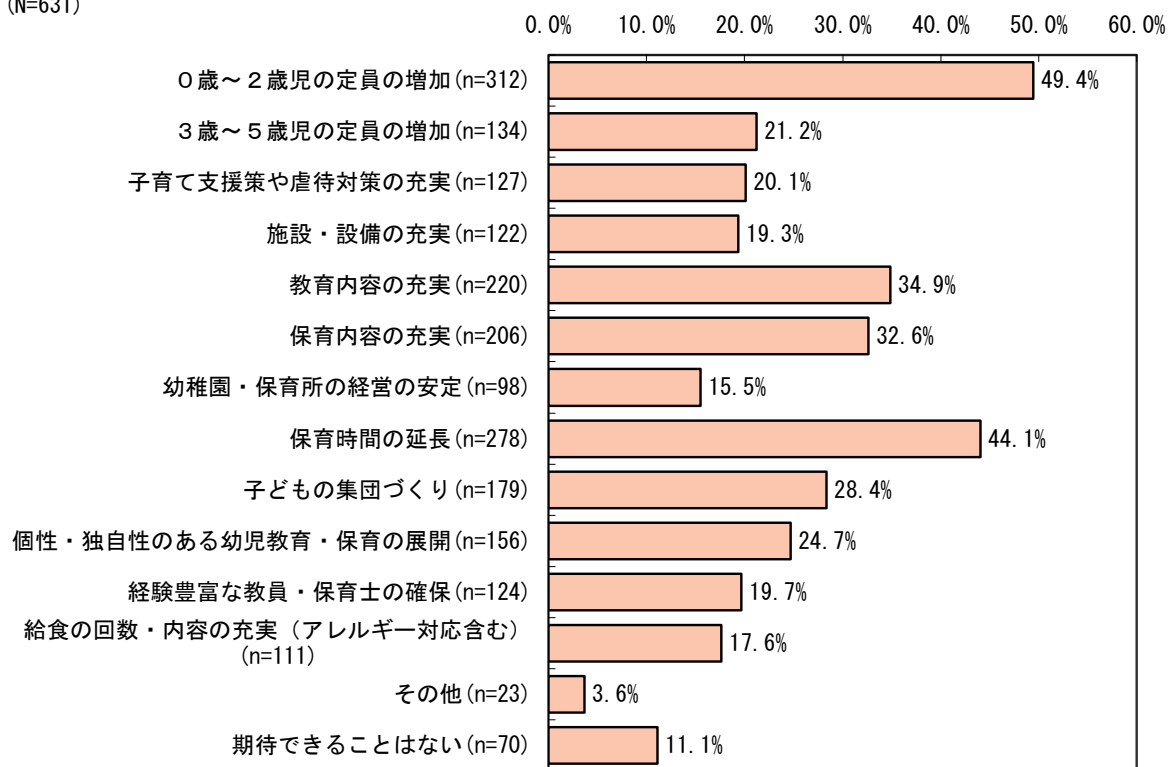


(7) 「幼保一体施設」の整備によって期待できること

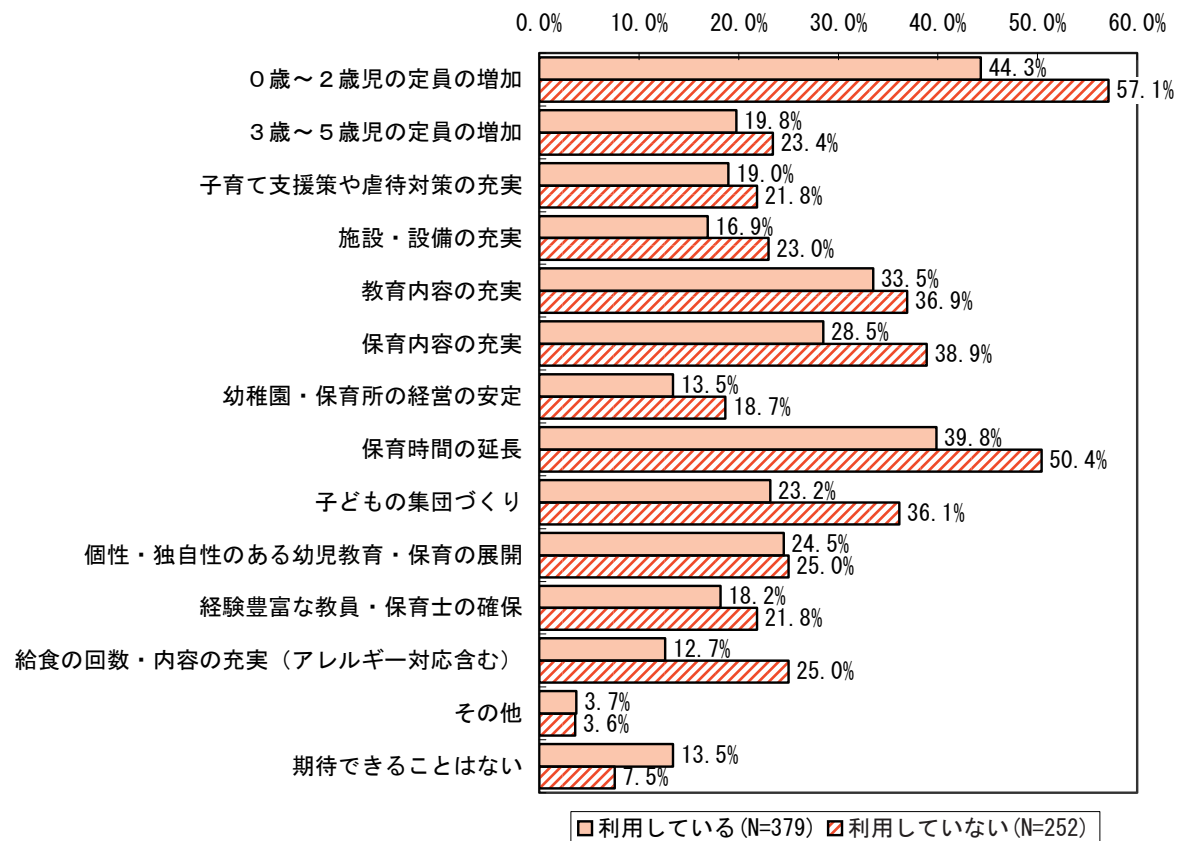
- 「幼保一体施設」の整備によって期待できることを複数回答でたずねたところ、「0歳～2歳児の定員の増加」が49.4%で最も多く、以下、「保育時間の延長」が44.1%、「教育内容の充実」が34.9%、「保育内容の充実」が32.6%などとなっており、保育所待機児童が特に多いと言われる0歳児から2歳児の保育枠の拡充、長時間保育ニーズへの対応、幼保一体化による教育と保育両方の提供・内容の充実への期待などが多く寄せられています。
- 保育サービスの利用状況別にみると、サービスの利用状況に関係なく、「0歳～2歳時の定員の増加」や「保育時間の延長」が上位2項目となっていますが、各項目ともサービス非利用者・未利用者で利用者に比べて多く、期待が高いことがうかがえます。

図表 「幼保一体施設」の整備によって期待できること（複数回答）

(N=631)



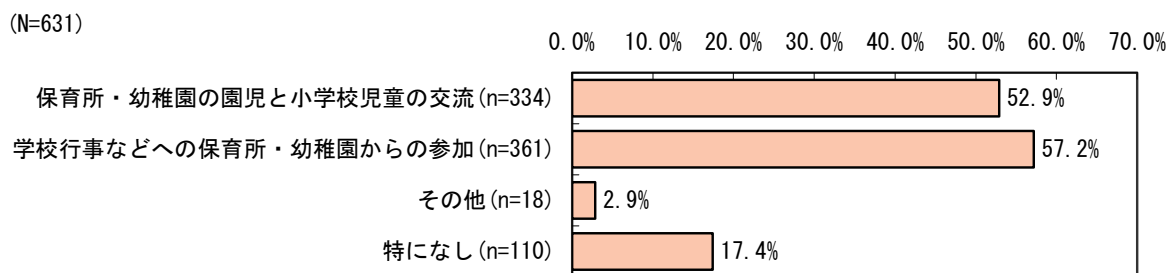
図表 保育サービスの利用状況別 「幼保一体施設」の整備によって期待できること（複数回答）



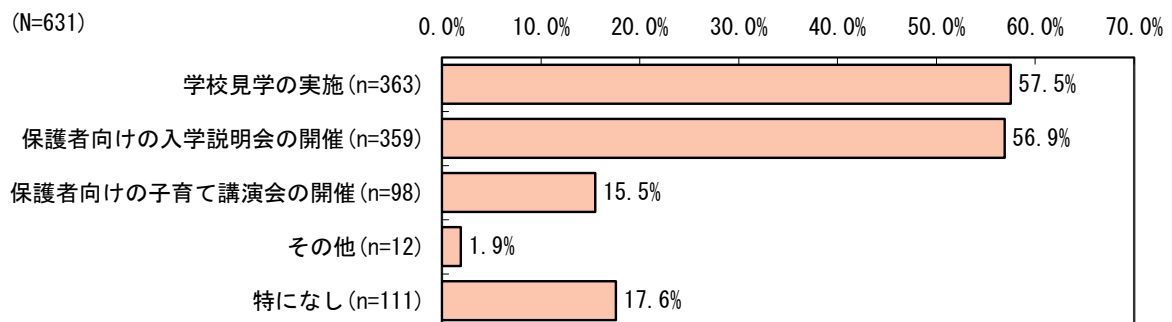
(8) 幼稚園・保育所と小学校との連携のあり方

- 就学前教育・保育と小学校教育への円滑な接続に向けた幼稚園・保育所と小学校との連携による取組のあり方を複数回答でたずねました。
- まず、子どもの視点での取組では、「学校行事などへの保育所・幼稚園からの参加」が57.2%、「保育所・幼稚園の園児と小学校児童の交流」が52.9%などとなっており、学校行事への参加及び小学生との交流ともに大きな期待が寄せられています。
- また、保護者の視点での取組では、「学校見学の実施」が57.5%で最も多く、以下、「保護者向けの入学説明会の開催」が56.9%、「保護者向けの子育て講演会の開催」が15.5%などとなっており、入学前の学校見学や説明会の実施に大きな期待が寄せられています。

図表 幼稚園・保育所と小学校との連携のあり方（子どもの視点での取組・複数回答）



図表 幼稚園・保育所と小学校との連携のあり方（保護者の視点での取組・複数回答）



④ 幼保一体化施設の配置計画（案）

この配置計画（案）は平成25年（2013年）2月に「就学前の子どもの教育・保育に関する将来ビジョン」（素案）に示す公立幼稚園と公立保育所の幼保一体化施設移行等の具体的な「配置計画（案）」としてとりまとめたものです。

施設の整備は、様々な課題の解消や慎重な議論が必要です。今後、この配置計画（案）をたたき台として検討を進め、改めて決定していきます。

幼保一体化施設の配置計画(案)

1 ニュータウン地域

現在の園名	今後の方向性
佐竹台幼稚園	廃園
北千里保育園 ----- 古江台幼稚園	こども園
藤白台保育園	こども園
南千里保育園	こども園

2 山田・千里丘地域

現在の園名	今後の方向性
山田第一幼稚園	廃園
山田保育園 ----- 南山田幼稚園	こども園
山三保育園 ----- 山田第三幼稚園	こども園
東山田幼稚園	廃園
西山田保育園	こども園

3 千里山・佐井寺地域

現在の園名	今後の方向性
東佐井寺幼稚園	廃園
千里山保育園 ----- 千里第二幼稚園	こども園
千里新田幼稚園	廃園
千三保育園	こども園

4 豊津・江坂・南吹田地域

現在の園名	今後の方向性
江坂大池幼稚園	廃園
垂水保育園 ----- 豊津第一幼稚園	こども園
南保育園 ----- 吹田南幼稚園	こども園
いずみ保育園	こども園

5 片山・岸部地域

現在の園名	今後の方向性
ことぶき保育園 ----- 岸部第一幼稚園	こども園
片山幼稚園	廃園
片山保育園	こども園
岸部保育園	こども園

6 JR以南地域

現在の園名	今後の方向性
吹一保育園 ----- 吹田第一幼稚園	こども園
吹田第三幼稚園	廃園
吹田保育園	こども園
東保育園	こども園
吹六保育園	こども園

※こども園とは、幼保一体で運営される施設です。

吹田市就学前の子どもの教育・保育に関する
将来ビジョン

平成25年（2013年）3月

発行 吹田市 こども部こども育成室保育課
学校教育部学校教育室幼稚園課
〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
電話 06-6384-3104 FAX 06-6384-2105

この冊子は300部作成し、1部あたりの単価は330円です。